

対象業種の追加および申請受付期間を延長 「新しい生活様式」普及協力支援金

国の提唱する「新しい生活様式」の実践と普及に協力いただける小売業者等に対し給付する支援金の対象業種を追加し、申請受付期間を延長しました。

対象事業者 (次の全てに該当する事業者)

- 1 国の「持続化給付金」の給付を受けていない
- 2 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請要件に定める対象施設を有していない
- 3 「函館市事業者等特別支援金」の申請要件に定める対象施設を有していない
- 4 「函館市公共交通事業者等特別支援金」の給付を受けていない
- 5 次の対象業種を市内で営む法人または個人事業者

【対象業種 (追加分)】

小売業 (スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター)、一般乗用旅客自動車運送業 (福祉輸送事業者のみ)、自動車賃貸業、配達飲食サービス業、スポーツ施設提供業、一般廃棄物処理業、建物サービス業 (ビル等建物の清掃のみ)、イベント企画業

※ 既に当該支援金の給付決定を受けた事業者は、再度申請することができません。

- 6 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実践やポスターの掲示等により、国の提唱する「新しい生活様式」の普及に協力する事業者

給付額 1事業者あたり20万円

申請期限 令和2年12月28日(月) (消印有効)

※ 申請方法等詳しくは、市のHPでご確認ください。

お問合せ 支援金コールセンター ☎87-4626

平日 午前9時半～午後5時半

☎<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020051900089/>

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯 (0歳～中学生のいる世帯) に対し、臨時特別給付金を支給しています。

本給付金の対象となる方で、支給をまだ受けていない方は、今月末までにご連絡ください。

公務員でまだ申請書を提出していない方は、今月末までに提出していただかないと、本給付金の受け取りができなくなりますのでご注意ください。

支給対象者 令和2年4月分 (3月分を含む) の児童手当を受給している方 (特例給付受給者は対象外)

対象児童 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※ 3月分の対象となる児童 (3月に中学校を修了した児童) を含む

給付額 対象児童1人につき1万円

申請等期限 11月30日(月)必着

お問合せ 子育て支援課専用ダイヤル ☎21-3353

申請受付期間と事業完了期限を延長

新しい生活様式対応店舗等 改修補助金

国の提唱する「新しい生活様式」に沿った店舗等の改修や備品購入を行う小売業や飲食店、宿泊施設等を営む事業者に対し交付する補助金の申請受付期間と事業完了期限を延長しました。

対象事業者 函館市内で店舗等を営む法人または個人事業者

対象業種 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業 ほか

対象経費 主として来店客の利用するスペースの改修および設置備品の購入に要する経費

対象期間 令和2年4月17日以降に発注したもの

※ 事業完了期限は令和3年2月28日

交付額 対象経費×2/3 (千円未満切り捨て)

※ 1事業者あたり下限5万円～上限100万円

申請期限 令和2年12月31日(木) (消印有効)

申請方法 郵送

※ 詳しい内容は、募集要項または市のHPでご確認ください。

お問合せ 店舗改修補助金事務局コールセンター

☎83-1583

平日 午前9時半～午後5時半

☎<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020070600014/>

新教育委員に神田氏 教育委員会人事

教育委員に、神田克実氏 (新任) が市議会の同意を得て、市長から任命されました。

神田氏は青田基氏の任期満了に伴い、その後任として選任されました。

任期 令和2年10月24日～令和6年10月23日

お問合せ 生涯学習部管理課 ☎21-3500

国勢調査2020

調査へのご協力 ありがとうございました



調査の結果は福祉施策や防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

人口・世帯数の速報結果は、令和3年6月に公表予定です。

年齢別・産業別などの詳しい結果は順次公表いたします。

お問合せ 国勢調査実施本部事務局

(総務課統計担当) ☎21-3672